

豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高齢者施設等（第3条に掲げる支給対象事業所等をいう。以下同じ。）が新型コロナウイルス感染症等により当該施設等に勤務する職員が一時的に不足しサービス提供ができなくなった場合に備え、緊急時のサービス提供体制がとれるよう複数の法人であらかじめ応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、連携する法人間で応援職員が派遣される体制を構築することで、市内高齢者施設等のサービス継続を支援することを目的として、当該法人に対する協力金（以下「協力金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力金支給内容)

第2条 協力金は、市内の高齢者施設等を運営する法人が、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に次の各号のいずれかの協力行為を行った場合に支給する。

(1) 職員受入準備金 平時の人材交流に関して、応援職員を受け入れて研修を行った場合

(2) 職員派遣協力金 緊急時に応援職員を派遣した場合

2 協力金の支給額は、次の各号に定める金額を予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 職員受入準備金 研修受入施設ごとに、時間当たり2,000円に研修に要した時間を乗じた額。ただし、上限額は48,000円とする。

(2) 職員派遣協力金 応援職員1名につき、1日当たり10,000円に従事日数を乗じた額。ただし、従事日数の上限は、1回の派遣につき5日とする。

(支給対象事業所等)

第3条 前条に規定する協力金は、次の各号に掲げる市内の高齢者施設等を運営する法人を対象とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症対応型共同生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所若しくは介護老人福祉施設又は介護老人保健施設若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項により登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。以下同じ。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する短期入所又は共同生活援助を行う事業所若しくは同法に規定する障害者支援施設

(申込者)

第4条 この協力金の支給の申込みをすることができる者（以下「申込者」という。）は、法人間で協定を締結し、第2条第1項各号のいずれかの協力行為を行った法人の代表者とする。

(協力金の支給の申込等)

第5条 申込者は、第2条第1項各号のいずれかの協力行為を行った後、豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給申込書（様式第1-1号。以下「申込書」という。）及び豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金請求書（様式第2号）を令和6年3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 申込書には、職員受入準備金（第2条第1項第1号の職員受入準備金をいう。以下同じ。）に係る申込みにあつては協定書（第4条に規定する協定を締結していることを証する書類をいう。以下同じ。）及び研修実施報告書（様式第1-2号）を、職員派遣協力金（同項第2号の職員派遣協力金をいう。以下同じ。）に係る申込みにあつては協定書及び応援職員派遣依頼書の写し及び応援職員派遣報告書（様式第1-3号）を添付しなければならない。

(協力金の支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込を受理した場合は、当該申込に係る書類等によりその内容を審査し、協力金を支給すべきものと認めるときは、協力金の支給の決定及び額の確定をし、当該額を30日以内に支給するものとする。

2 市長は、協力金の支給の決定及び額の確定をしたときは、豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給決定兼確定通知書(様式第3号)により、また、協力金の不支給の決定をしたときは、豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金不支給決定通知書(様式第4号)を申込者に通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、協力金の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 協力金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により協力金の支給を受けたとき。
- (3) その他市長が協力金を取り消す必要があると認めるとき。

(協力金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により協力金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めがない事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から実施する。

様式第 1 - 1 号

豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給申込書

年 月 日

豊中市長 様

法人所在地 _____
 法人名称 _____
 代表者職氏名 _____

豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる協力的行為を行いましたので、下記のとおり関係書類を添えて協力金の支給を申込みします。

記

事業所（施設）名	
事業等種別	※指定、認可又は登録を受けている事業等種別を下記の表から選択し、番号を記入してください。

<事業等種別（介護保険サービス等）>

① 認知症対応型共同生活介護	② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	③ 介護老人福祉施設	④ 介護老人保健施設
⑤ 養護老人ホーム	⑥ 軽費老人ホーム	⑦ 有料老人ホーム	⑧ サービス付き高齢者向け住宅

<事業等種別（障害福祉サービス等）>

⑨ 短期入所	⑩ 共同生活援助	⑪ 障害者支援施設	
--------	----------	-----------	--

協力的行為		実施期間	実施内容 (日数・時間数・回数)	申込額
※該当するものに○をつけてください。				
職員受入準備	年 月 日から	年 月 日まで	日間	2,000 円 × 実施時間数
			時間	円
職員派遣協力	年 月 日から	年 月 日まで	回	10,000 円 × 実施日数
			日間	円

様式第1-2号

研修実施報告書

研修受入施設名	
研修派遣施設名	
研修実施日数	
研修実施日	
研修実施人数	
研修講師名	
研修受講者名	
研修内容	業務継続計画に基づく「他施設からの応援職員に依頼する業務」の 他、応援に際し必要となる業務

上記のとおり、研修を実施したことを報告します。

令和 年 月 日

法人名： _____

代表者職氏名： _____

応援職員派遣報告書

派遣先施設名				
派遣元施設名				
応援職員氏名				
職種				
就業日時	日付	就業時間	休憩時間	備考
	月 日	: ~ :	: ~ :	
	月 日	: ~ :	: ~ :	
	月 日	: ~ :	: ~ :	
	月 日	: ~ :	: ~ :	
	月 日	: ~ :	: ~ :	
従事場所				
業務内容				
その他特記事項				

上記のとおり、応援職員を派遣したことを報告します。

令和 年 月 日

法人名: _____

代表者職氏名: _____

様式第3号

第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

(公印省略)

豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給決定兼確定通知書

年 月 日付で申込みがありました法人連携協定による職員派遣等支援協力金について、豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給要綱に基づき、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

記

支給金額

金 _____ 円

様式第4号

第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

(公印省略)

豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金不支給決定通知書

年 月 日付で申込みがありました法人連携協定による職員派遣等支援協力金について、豊中市法人連携協定による職員派遣等支援協力金支給要綱に基づき、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

記

不支給決定理由